

平成30年(行ウ)第4号 公園事業内容変更認可処分取消請求事件
原 告 ブルデシルヴェストル恵
被 告 沖 縄 県

準備書面(5)

令和元年7月4日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 喜多自然
同 下地聰



被告第2準備書面に対して、下記のとおり反論する。

1 準備書面(1)で主張したとおり、国立公園ないし国定公園の事業認可処分については、当初の事業認可を変更する処分は、変更後の認可処分全体について改めて法令に適合するかを判断するものであるから、変更処分が法令上の要件を欠く場合には、当該変更処分に対する取消訴訟を提起することができると解すべきである。

この点被告は、「変更処分では規模が縮小されているにすぎず、「施設の内容に少しでも変更があれば、改めて施設全体について審査をやり直さなければならぬ」というものではない。」(被告第2準備書面2頁)と主張する。

しかし、本件変更処分は自然公園法16条3項に基づくものであるところ、同

法16条4項の準用する10条6項は、下記のとおり規定している。なお、10条9項も引用する。

自然公園法10条

6項 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「国立公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては環境大臣に協議しなければならず、国及び公共団体以外の者にあつては環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

9項 国立公園事業者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

このように、軽微な変更に該当する場合には、そもそも変更認可を受ける必要がなく、届け出で足りることとされている一方、それ以外の変更については、改めて変更の「処分」を受けることを法は想定しているのである。したがって、環境省令で定める軽微な変更に該当しない場合には、上記の規定に基づき、変更処分によって、事業認可により事業を執行できる地位自体を「改めて」付与されるものということができる。このことは、変更の処分に当たって、変更点が重点的に審査されるという運用がされているかどうかにかかわらず、法的な帰結として認められるべきものである。

上記のように解さなければ、変更を受ける前の部分は変更前の処分により、変更を受けた部分は変更後の処分により事業を執行できるということになるが、それでは、対象となる事業は一つしかないにもかかわらず複数の処分により法的地位を付与されているということになり不合理である。

2 被告は、上記のような解釈では変更処分のたびに訴訟で争うことができることとなり取消訴訟の出訴期間の趣旨が失われるなどと主張する。しかし、変更処分がなされた以上、再度争うができるのはむしろ当然である。

既に主張した建築確認の場合については、「建築確認変更処分は、当初の建築

確認処分が有効であることを前提として、変更に係る部分についてのみ、これが建築基準関係規定等に適合することを確認するものではなく、変更に係る部分以外の部分を含む変更後の建築計画の全体につき、改めて建築基準法令の規定等に適合するか否かを判断し、適合すると判断した場合には既にされた建築確認処分を変更する処分であると解されるから、建築確認変更処分がされると、これにより既存の建築確認処分は取り消され、その効力は消滅することになると解するのが相当である」（東京高等裁判所平成19年8月29日判決（判例地方自治302号77頁、原告準備書面（1）2頁）と解されている。実際、建築確認処分については、設計変更などにより変更処分が多数回繰り返されることはある。しかし、その場合でも上記のとおり新たな変更処分に対して取消訴訟を提起できることとされているが、それは当然のこととされているのであって、そのことをもって取消訴訟の出訴期間の趣旨が失われるといった議論はなされていない。

3 以上の次第であるから、本件処分の取消訴訟において、本件処分の根拠となる自然公園法上の違法事由について、当該取消訴訟中で主張することができるというべきである。

以上